

## 大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、医療施設等が経営状況や医療需要の急激な変化の影響を受ける中でも、地域医療提供体制の確保を図るため、「大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金実施要領」（令和7年6月2日同定。以下「実施要領」という。）及び令和7年5月2日厚生労働省発医政0502第8号厚生労働事務次官通知「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費の国庫補助について」の別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱」に基づき、医療施設等が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この補助金の事業の区分は、実施要領に基づき実施する次の事業に要する経費を交付の対象とする。

- (1) 生産性向上・職場環境整備等支援事業
- (2) 分娩取扱施設支援事業
- (3) 病床数適正化支援事業
- (4) 施設整備促進支援事業
- (5) 小児医療施設支援事業
- (6) 地域連携周産期支援事業（産科施設）

### (補助額の算定方法)

第3条 補助額の算定方法は、事業区分ごとに、以下のとおりとする。

- (1) 生産性向上・職場環境整備等支援事業

別表1に掲げる取組に要する実支出額と別表2に掲げる補助上限額を比較して少ない方の額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (2) 分娩取扱施設支援事業

別表3に掲げる額を補助額とする。

- (3) 病床数適正化支援事業

削減した病床1床につき4,104千円を補助額とする。

ただし、算定にあたっては、以下を除く。

①産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）を削減した場合、その削減した病床数（産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）

②同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数

③事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数

- ④病床種別を変更した場合、その変更した病床数
- ⑤医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数
- ⑥診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第7項の規定に該当し、医療法第7条第3項の許可を受けずに設置された病床を削減した場合、その削減した病床数
- ⑦その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数
  - (ア) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）
  - (イ) 放射線治療病室の病床
  - (ウ) 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床
  - (エ) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）

#### (4) 施設整備促進支援事業

別表4の第1欄に定める物価高騰を反映した単価と第2欄に定める標準単価との差額に、第3欄に定める基準面積及び第4欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額を補助額とする。

#### (5) 小児医療施設支援事業

許可病床のうち、小児科部門の病床数×25万円を補助額とする。（ただし、令和5年度における小児部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額を上限とし、収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は、支給しないこととする。）

#### (6) 地域連携周産期支援事業（産科施設）

次により算定した額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

##### ①施設の整備

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に本体工事の契約を締結している産科医療機関であって、令和8年3月31日までの間に新築、増改築及び改修に着手している者に対して交付されるものとし、次の（ア）から（イ）により算出された額とする。

(ア) 別表5の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

## ②設備の整備

次の(ア)から(イ)により算出された額とする。

(ア) 別表6の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

## (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、事業区分ごとに次の各号に定める交付申請書にその他知事が必要と定める書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 生産性向上・職場環境整備等支援事業 第1号様式の1

(2) 分娩取扱施設支援事業 第1号様式の2

(3) 病床数適正化支援事業 第1号様式の3

(4) 施設整備促進支援事業 第1号様式の4

(5) 小児医療施設支援事業 第1号様式の5

(6) 地域連携周産期支援事業(産科施設) 第1号様式の6

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号から第6号までに掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、補助事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 第2条第1号の事業の申請は、申請受付期間中1回限りとする。

5 第2条第1号及び第2号の事業における、規則第3条第1項の知事が定める期日は、令和7年1月15日とする。

## (交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による交付条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更を行う場合は、事業区分ごとに次の①～⑥に定める大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

①生産性向上・職場環境整備等支援事業 第2号様式の1

②分娩取扱施設支援事業 第2号様式の2

- ③病床数適正化支援事業 第2号様式の3
- ④施設整備促進支援事業 第2号様式の4
- ⑤小児医療施設支援事業 第2号様式の5
- ⑥地域連携周産期支援事業（産科施設） 第2号様式の6

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後、5年間は整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、規則に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りでないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円（民間団体にあっては30万円）以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、規則に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第3号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

#### （補助金の交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金の交付方法は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、事業区分ごとに次の各号に定める大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金実績報告書によるものとし、その他知事が必要と定める書類を添えて、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月3日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、第2条第1号の事業において、規則第6条の規定による交付決定の通知を行う前に事業が完了している場合については、「事業完了若しくは廃止の承認を受けた日」を「交付決定の日」に読み替えるものとする。

- (1) 生産性向上・職場環境整備等支援事業 第6号様式の1
- (2) 分娩取扱施設支援事業 第6号様式の2
- (3) 病床数適正化支援事業 第6号様式の3
- (4) 施設整備促進支援事業 第6号様式の4
- (5) 小児医療施設支援事業 第6号様式の5
- (6) 地域連携周産期支援事業（産科施設） 第6号様式の6

(補助金の額の確定)

第11条 規則第13条の規定による通知は、大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金額の確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年度2月補正予算に係る大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和 7 年度 9 月補正予算に係る大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金から適用する。

#### 附 則

改正後の要綱は、令和 6 年度 2 月補正予算に係る大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金から適用する。

別表 1

取組種別	内容
ICT機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
タスクシフト／シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
給付金を活用した更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

別表 2

対象施設	補助上限額
病院	
有床診療所（医科・歯科） ※許可病床数が5床以上の場合	許可病床数×4万円
有床診療所（医科・歯科） ※許可病床数が4床以下の場合	
無床診療所（医科・歯科）	1施設×18万円
訪問看護ステーション	

(※) 許可病床数は、交付申請日時点とする。

別表 3

対象施設	金額
病院又は診療所	1施設×2,500千円
助産所	1施設×1,000千円

別表 4

1 物価高騰を反映した単価	2 標準単価 (1 m <sup>2</sup> 当たり)	3 基準面積	4 補助率
484,000円	360,000円	1床当たり 25 m <sup>2</sup> ×整備病床数	3分の2

(注) 1 第1欄に定める単価は、当該事業における交付額を算定する際に、限度となる単価である。

2 実際の建築単価が第2欄に定める標準単価を下回るときは、当該補助金を交付しない。

3 実際の建築単価が第1欄に定める単価を下回り、かつ第2欄に定める標準単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第2欄に定める標準単価との差額により交付額を算出するものとする。

別表 5

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設当たり 16,800 千円	令和 6 年度における産科医療施設として必要な診療部門(診察室、病室等)の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	2 分の 1

別表 6

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設当たり 7,279 千円	令和 6 年度における妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費(設置費を含む。)	2 分の 1